

頼瑜記『十八道口訣』二卷と教舜記『十八道口伝』二卷について②

— 三密観く被甲護身作法を中心に —

布 施 淨 明

頼瑜記『十八道口訣』二巻と教舜記『十八道口伝』二巻について②

—三密観く被甲護身作法を中心に—

布施 浄 明

はじめに

頼瑜僧正七百年御遠忌記念論集『新義真言教学の研究』の中で、筆者は頼瑜記『十八道口訣』二巻と教舜記『十八道口伝』二巻について、幸心流（以下當流）傳の十八道念誦次第のうち房中作法から塗香作法までを見つけた。本研究の目的は、先ず第一に當流聖教のうち『甲鈔』、『播鈔』は欠くことの出来ない重要なものであり、事相の両哲と呼ばれる頼瑜と教舜の事相観がどのようなものかを探求することと、第二に『播鈔』についての書き下しを活字化することにある。出来得れば今後この研究から『播鈔』の活字化を試みたいと思う。また第三として、現在當流で依用している四度次第は延命院元杲僧都（九一四—九九五）御作のもので、それを遍智院成賢が本尊を如意輪に改め、現在に至っている経緯がある。その成賢より受学した憲深がさらに頼瑜と教舜に伝授し、その記録をそれぞれが記したものが『十八道口訣』・『十八道口伝』である。この両口訣の構成を考察をしていきたい。

尚、『播鈔』については『十八道口伝抄』上下巻智積院蔵十冊品を底本にして同八冊本、高幡山金剛寺蔵、大正大学蔵を参照し、校異をとり筆者の読み方で書き下した。

一、護身法について

先ず始めに護身法について一言すれば、真言行者は經の読誦や諸作法の結印の前に必ずこの護身法を結誦する。『菩提場所説一字頂輪王經』第二に「念誦護摩等には先護身をなすべし。若し護身法を離れなば悉地は必ず成ぜず」（正蔵一九・二〇三・下）に由来される。『智山事相事典』には、護身法について、「行者は先ず自身を清淨にして、三密が淨められることにより成佛す。その成佛の当体が佛・蓮・金の三部三昧耶に表され、行者はそこに住し、如来の大慈大悲の甲冑を身にまとい無上菩提を證すことによつて佛と一体になる。しかも、その功德は化他にまでおよぶ」と解説されている。真言行者はこの護身法を一番最初に伝授されるが、この法こそ最も大事な作法であることに間違いない。

二、三密観

護身法第一は三密観である。この観は動潮の『十八道伝授手鑑』には、「大師御伝で淨三業の撰と云う。大師の『持宝金剛次第』に淨三業という。蓮華合掌して、觀ぜよ吾が身口意の三所に卍字あり。各々變じて五鉞金剛杵と成る。三業の中の惑業罪障を摧破す。則ち身口意の三所を印じて頂に散ぜよ」（智全九・三〇上）。とある。先頃智山伝法院より刊行された『報恩院流十八道の手引き―動潮撰十八道伝授手鑑訳注―』（智山伝法院撰書9）の五三頁に、注意48として『弘法大師全集』に『持宝金剛次第』という名の次第が二本収められており、それ

ぞれ浄三業を次第に載せている（第二輯五五六頁及び五七一頁）」とあるが、もちろんそこにも記述されているが、『弘法大師全集』第四輯にも『持宝金剛次第』（七七六頁）が収められており、こちらを引用している。因みに次第を見ると、塗香の後浄三業になっている。

高井観海氏の『護身法の研究』には「護身法を結誦するに三密観を用いるや否や、三密観は浄三業に撰属すべきものなりや否やを考究せねばならぬ。十八道の所依儀軌たる十八契印、如意輪軌、無量壽軌等を観るに此の三密観は無いようである。これを金剛頂蓮華部心念誦儀軌に依りて観るも塗香、三密、浄三業、三部被甲の順序を見出すことは出来ぬ」と述べ、その三密観の典拠である『金剛頂瑜伽中略出念誦経』・『文殊師利供養儀軌』・『理趣会軌』・『八字文殊軌』等を引いている。いずれも舌心身中に卍字を觀じて五銚金剛杵と想え等の由が記されている。高井観海氏は宗祖大師が定めた次第であるとしている。但し、宗祖大師の場合は三密観という名称ではなく三金剛としている。これは掌と心と舌の三所に卍字を觀じることから三卍観ともいい、また五銚金剛杵を觀じることから三金剛観これを略して三金剛というようである。伝流では「サンギンガン」といい、信證の西院流では「サンギンノカン」と証されるようであるが、當流では「サンミツカン」と称している。

また、三密観を浄三業に攝受するか否かの問いについて高井観海氏は『無量壽軌』・『如意輪軌』より、浄三業を本性清浄に約し、宗祖大師は三密観を離垢浄に約していることを挙げ、三密観は離垢浄に、浄三業は本性清浄に約し、この二つを別して用いると解釈されている。『播鈔』には本有菩提心体修生顯得し始むる意、または、『瑜祇経』より、唯一金剛能断煩惱の意、『秘藏記』より「ウン字を以て身口意を安置し五銚金剛と觀じ加持すれば、即ち能く無始以来の三業の罪障を除滅し、金剛の如く能く一切の物を摧破すと文り。今の三密観の意か但し印の上下は印に依るべきか」として離垢浄の意を示している。いわば、三密観は浄三業に撰受されるがその別觀

であり、浄三業は総観といえる。

印については『甲鈔』には定海（一〇七四—一一四九）の伝を出す。定海は、醍醐三寶院開祖勝覚より受法し、三寶院流祖である。この伝では三密観の結誦法は蓮華合掌して二中指の端を少し開く印である。動潮の『十八道伝授手鑑』には「三寶院大僧正の伝には、二中指の端少し開く、當流これを用う。広沢には開かざるなり。但し當流も印母の時は開かず云々」（智全九・三〇・下）と記している。然るにこの三密観の印は定海の伝によって結誦している。真言は、當流では「うんぬんぬん」と音便にして誦える。他流では「うんうんうん」である。吽字は三密観通観の体で、ア・カ・ウ・マの合成よりなる。この一字に三密具足の意味が含まれている。『播鈔』にもあるように『秘藏記』（弘全一・一八一—一九）に

「この吽字を以て身口意に安置し、五鉗金剛杵を觀じて加持すれば、即ちよく無始以来の三業の罪障を除滅すること金剛のよく一切の物を摧破するが如し」

とあり、吽字を誦することにより三業をの罪障を除滅する義が説かれている。

三密観

『播鈔』

「蓮華合掌は常の如し。御口伝に云く、當流の習いは二中指の端を少し開きて、未敷蓮華形と成する。蓮華の初めて水上に出たる形は是の如く端を少し開きたる様なり。是れ則ち本有の菩提心の体修生

『甲鈔』

「御口に云く、蓮掌とは常の虚合圓の様に之をなす。三寶院大僧正（定海）の正傳、二中指の端を少し開くや。此の中に觀想し意で思惟す。未だ必ず文を誦えず。但し初心の行者は文を誦へ又善きか

『十八道伝授手鑑』

この観は大師の御伝にして浄三業の撰なり。大師の『持宝金剛次第』に、「浄三業」と云う。蓮華合掌して、觀ぜよ吾が身口意の三所にウン字あり。各々變じて五鉗金

顕得し始むる意なり云々。此の中の観想は意に思惟す。未だ必ずしも文を誦せず。但し初心の行者は文を誦すべし。凡そ一切の観想之に准じて知るべし。

○裏に云く、推紙に云く、実慧の金剛界次第に云く、口決に云く、蓮華合掌謂く二手合掌して内空二中指少し開かず是れなりと文り。石山の金剛界私記に云く、口決に云く、蓮華合掌謂く二手合掌其の内二中指の未だ少し許り開かざる是れなりと文り。

問う、三密皆ウン字を用う其の意如何。答う御口伝に云く、今三密観とは三業皆金剛不壞の体を観するが故にウン字、又は金剛の種子なれば通じて此の一字を用いるなり。此の一字はア・カ・ウ・マの四字（私に云う、アカは語、ウは意、マは身と観ず。又三身に配すればアカは法、ウは報、マは化と観すべき等）合成の字なるが故に、一字と雖も三密具足の字なり（此の観以後は修生門なり云々）。私に云く、『瑜祇経』に云く、「唯一金剛能断煩惱」と文り。『秘藏記』に云く、「そのウン字を以て身口意を安置し五鉗金剛

な。凡そ一切観想之に准す」（正蔵七九・六二・中）

剛杵と成る。三業の中の惑業罪障を摧破す。すなわち身口意の三所を印じて頂に散ぜよ。真言に曰く。

また、『無尽莊嚴次第』に云く、「次に金剛蓮華合掌を作す（忍願の面を合す、これなり）。掌中に観ぜよ月輪あり、月輪の中に八葉の蓮華あり、その上にウン字あり、それ變じて五鉗金剛杵と成る、その色金色なり。『注』に云く、意の云く、無明煩惱の根本は三業に相應して諸の業等を作る。この無明煩惱は猶し金剛の如し。如来の智金剛に非ざれば敢えて摧伏する者無し。所以に掌中に如来の智金剛を觀じて根本煩惱を摧伏す。かくの如く觀じ了りてウン字三遍を誦す。口の中、心中もまたかくの如くして、すなわち浄三業真言を誦すべし已上。『十八道事抄』上に「浄三業の撰在の義を成じて『無尽莊嚴の次第』を証す」。これを見るべし。また云く、「この観、手と心と舌との三処に金剛を觀するが故に三金観と云う。：ウン字・五鉗金剛等を三密に配当して觀するが故に三密観と云うなり。蓮華合掌とは、元は中指の端を開かず。しかるに三

と観じ¹⁶加持すれば、即ち能く無始以来の三業の罪障を除滅し¹⁷、金剛の如く能く一切の物を摧破す」と文り。今の三密観の意か。但し印の上下は印に依るべきか。上には胃の程に、下は臍の程なり。

三、浄三業

次に浄三業であるが、これより以降の五ヶ印明を総じて護身法という。この本拠は『無量壽如来観行供養儀軌』(以下『無量壽儀軌』と略す)で、この軌には次のようにある。

「一切の有情は本性清浄にして、諸の客塵の所を覆蔽し、真理を悟らず。菩提を迷失し、生死を淪溺す。無量の苦を受け、是の故に此の三密加持を説き、自他皆清浄を得せしむ。即ち二手蓮華合掌を以て浄三業の真言三遍誦せよ」(正藏一九・六七・下)

印は先の三密観の印を用いるが、本軌では蓮華合掌であるが、當流では蓮華合掌して二中指を少し開いた印である。他流では二中指を開かない印もある。前の『播鈔』に「當流の習いは二中指の端を少し開きて未敷蓮華形と成す。蓮華の初めて水上に出たる形是の如し。端を少し開きたる様なり」と述べていることに由来する。三業即ち身口意を浄める義は前の三密観により己の煩惱を摧破し、この浄三業によって本性を清浄にする。これ即

寶院大僧正の伝には、二中指の端少し開く、當流これを用う。広沢には開かざるなり。ただし當流も印母の時は開かず云々。すなわち想へ掌の中、舌及び：『略出經』一に云く、「すなわち、己が舌と心と手との中においてウン字を想え。すなわち想え、その字変じて金剛と為る已上」(智全九・三〇)

ち自心本有の菩提心を修生顕得し始める意を顕し、蓮華が水中から初めて水上に出る形である。即ち、二中を開く様は蓮華のつぼみがすこし開きはじめてた形でそれは本有菩提心が開き始めたことを意味する。

また浄三業に二義がある。宗祖大師の『秘蔵記』（弘全一・二二）に

「この真言を誦するに於いて二説あり。一にはいはく、身とは印、語とは真言、意とは観照なり。これ自他の三業、本来清浄なるが故に浄三業という。二にはいはく、吾が三業、本来清浄にして法界に遍じ、他の衆生の三業も本来清浄にして法界に遍ず。我が三業と他の衆生の三業と相障碍せずして法界に遍ず。譬えば千燈の光明の相障碍せざるが如し。故に吾が三業を浄むるは、他の衆生の三業も俱時に清浄するが故に、浄三業の真言と曰う」

とある。所謂三三平等の義である。『甲鈔』『播鈔』ともこれを引いている。

浄三業

【播鈔】
 「印相は説の如し。『秘蔵記』に云く、
 「吾が三業を浄むるは、他の衆生の三業も俱時に清浄するが故に、浄三業の真言と曰う」と文り。
 『高尾口訣』に云く、「此の真言に十六字有り。是れ則ち十六諸尊なり。此の十六諸尊とは一切十方諸尊と相渉入する。是

【甲鈔】
 「印相印所説文の如し。『秘蔵記』に云く、
 吾の三業を浄むとは、他衆生の三業俱に清浄の時の故に、浄三業真言と曰く。高尾口訣に云く、此の真言十六字有り、是れ則ち十六諸尊なり、此の十六尊一切十方の諸尊と相渉入す。是れ即ち禮法なり」
 （正蔵七九・六一・中）

【十八道伝授手鑑】
 初心は印を動揺し、已達は運心なり。余は皆これに同じ。
 ○以て殊勝清浄の澡浴と為す。『播鈔』に『攝真実経』下を引きて云く、「或時は行者洗浴するに及ばざれども、この法印を以て加持し真言すればすなわち清浄なることを得」と文り。（智全九・三〇）

れ則ち礼の法」と文り。²⁴⁾

『攝真實經』下卷に云く、「或時には行者洗浴に及ばず、此の法印を以て加持し、真言すれば即清浄なることを得」と文り。

『如意輪軌』（不空）に云く、「此の真言の加持に由るが故に身口意業悉く清浄なるを得」と文り。

四、仏部三昧耶

次に三部の内の佛部三昧耶であるが、淨三業の印明結誦によつて、自身及び化他の三業が浄められ、次に自身の三部（佛・蓮・金）の諸尊を顕得するために先ず佛部の印明を結誦する。この印明の本拠は『無量壽儀軌』である。軌には、

「先佛部三昧耶の印を結ぶ。二手虚心合掌を以て二頭指を微し屈し、各中指の上節に付す。又二大指を開き各二頭指の下第一文を捻す。結印成し已て、無量壽如来の三十二相八十種好了了分明と想え、即ち佛部三昧耶の真言を誦えて曰く

おんたたぎやとどはんばやそわか

三遍或いは七遍誦へ、印を頂上に安じて散ず。此の印を結び及び真言を誦えるに由つて佛部の一切諸佛を驚覚し、皆集會を來たし加持護念し真言を修すは、速やかに身業清浄を獲得し、罪障消滅し福智増長せしむなり」（正藏一九・六八・上）

とある。元杲の次第の観想文はこの軌によるものである。また印を頂上に安ずるはこの『無量壽儀軌』の説である。佛部を意業に配し、結印することにより意業清浄となる。胎藏界の曼荼羅では中台八葉院は佛部に、右方は蓮華部に、左方は金剛手院即ち金剛部に配される。従つて佛部三昧耶結印の時頂上に安ずるのである。

また『播鈔』に出す「重ねて仰せに云く」等の文言は憲深の口伝である。三部の諸尊は本得自性においてはそのまゝ存在するが、行者の修生門には各別に現れるのである。しかし、自身の佛体が現前した時に法界衆生の本具の佛部の諸尊は悉く現れるのである。このように真言行者は常に自利利他を觀想し、行ずることが肝要であると憲深は述べられている。

また『秘藏記』（弘全二・七一八）には、

「また三部の三昧耶を以て自身を加持する所以如何。いはく三昧耶に多義あり、且く四義を表す。一には平等の義、二には誓願の義、三には驚覚の義、四には除垢障の義なり。佛は衆生の身中の本来自性の理は佛と等しくして差別なしと知り給えり。しかも衆生は己が本有本始両覚は佛と等しきを知らず恒常に六塵の煩惱に覆蔽せられて、顕出すること能わず。この故に佛、誓願を發したまふ。我、衆生を拔濟して我の如く異なることなからしめんと、この誓願を垂れたまふ。もし衆生にして帰依することあれば、法界定に住する自受法樂の如来、驚覚して敢えて本願に違越せず、行者のところに影向して、真言印契をもつて加持護念したまふ。——中略——佛と等しくして差別なしと知るはこれ平等の義なり。我の如く異なることなかましむるはこれ誓願の義なり。如来、驚覚したまはこれ驚覚の義なり。衆生、佛の加持力を蒙つて益を得るはこれ除垢障の義なり。佛部をいうが如く余部もまた同じ。一佛をいうが如く諸佛もまた同じ」と三昧耶の詳細をしている。

佛部三昧耶

【播鈔】

佛部三昧耶

印言次第の如し。但し明三遍

御口決に云く、此の印は佛頂形なり。

或いは佛の全身形なり。故に佛部の印と為すか。重ねて仰せに云く、凡そ上の浄三業の印言を結誦するの時は、自身所具の三業悉く清浄と成る。須く自身所具の三部の諸尊を顕すべし。此の故に今先ず佛部の諸尊を顕現するなり。此の印言を結誦するの時自身の所具の一切の諸佛悉く佛部の三摩地に入り、顕現したもうこと思う可し。本有自性の辺に於いてとは、三部諸尊同時に宛然たりと雖も、行者の修生門に約す時は三部格別に顕れるなり。但し自身の佛体が顕れる時同時に法界の衆生に備る所の佛部の諸尊悉く顕現すと観じるべし。真言行者必ず自証化他を並べるべきが故に自身の佛体を顕す。自証なりと法界の衆生を觀れば化他なり。又観想すべし、自身所具の佛部の諸

【甲鈔】

「印相は説文の如し、明三反。

御口決に云く、此の印佛頂形なり。或いは佛全身形なり。故に佛部印と為すなり」
(正藏七九・六二・中)

【十八道伝授手鑑】

「甲鈔」の御口に云く、「この印は佛頂の形なり。或いは佛の全身の形なり。故に佛部印と為すか」。

「播鈔」に云く、「重ねて仰せに云く、およそ上の浄三業の印言を結誦する時、自身の三業は悉く清浄に成る。須く自身所具の三部の諸尊を顕すべし」。

この故に先ず佛部の諸尊を顕現すと想うべきなり云々」(智全九・三〇—三一)

尊道場空中に顕現して光明を放つて自身及び法界衆生を照らす。但し自行の為に是の如し。若し施主の為に修行する時、先自身を照らし、次に施主を觀じ後に衆生を觀じて平等一体に冥会せしむるなり。蓮金二部之に准じて知るべし。

五、蓮華部三昧耶

佛部の次は蓮華部である。この本拠も『無量壽儀軌』によるものである。本軌に、

「次蓮華部三昧耶印。二手虚心合掌、二大指に小指各頭を相い着け余の六指微し屈し開敷蓮華形の如くせよ。

即ち成ず。此の印を結び已て觀自在菩薩の相好端嚴を想え、並びに無量俱胝蓮華族聖衆を圍遶すと。即ち蓮

華部三昧耶の真言を誦して曰く、

おんはんどぼどはんばやそわか

三遍或いは七遍誦へ、印を頂の右に安じて加持して散ぜよ。此の印を結び及び真言を誦えるに由つて觀自在菩薩及び蓮華部聖衆を驚覺し、皆來りて行者を加持す。語業清浄を獲得し、言音威肅す。人をして聞かんと樂はしむ、無碍辨才にして説法自在なり」（正藏一九・六八・上―中）

と説く。元杲の次第の感想文もまたこの軌によるものである。また印を頭の右に安ずるのはこの『無量壽儀軌』の説によるものである。この結印により口業清浄なることを成就す。『甲鈔』『播鈔』ともに印はこの軌の説をと

っている。

宗祖大師の『秘藏記』（弘全三一・七）は、

「三部を以て三点に宛つること如何。蓮華部をば法身に擬し、金剛部をば般若に擬し、佛部をば解脱に擬す」と、蓮・金・佛の順で詳細される。今の次第は佛・蓮・金である。『無量壽儀軌』もこの次第である。この順序にどのような意味があるのか。高井観海氏の『護身法の研究』には杲宝の『秘藏記私鈔』第三巻を出し、「佛蓮金は従勝の劣次第にして蓮金佛は本有より修生に出る次第なり」との説を紹介している。宗祖大師の説は衆生本有菩提心が修行によって佛果を得る意を示し、逆に今の次第等は法身から出す般若の智慧を聴聞し解脱を得るという勝より劣への次第である。

蓮華部三昧耶

〔播鈔〕

蓮華部三昧耶

八葉印、明三反

御口伝に云く、印の形開敷蓮華するが故に蓮華部の印と為すなり。私に云く、『菩提心論』に云く、「凡夫の心は合蓮華の如し、仏心は満月の如し」と文り。今の印は合蓮を開き開敷せしむるか。師の口伝に云く、蓮華の合開くは因果差別なり。観音の開蓮之を思ふべし。裏に云く、

〔甲鈔〕

〔説文の如く明三反。〕

御口決に云く、開敷蓮華形なり。故に蓮華部印と為す

（正蔵七九・六二・中）

〔十八道伝授手鑑〕

〔甲鈔〕の御口に云く、「開敷蓮の形なり。故に蓮華部と為す」と文り。『秘藏記』に云く、「凡夫の心は合蓮華の如し。聖人の心は開蓮華に似たり。」

（智全九・三二）

『秘藏記』に云く、「凡夫の心は合蓮華の如し、聖人の心は開蓮華に似たり」と文り。

六、金剛部三昧耶

三部の最後は金剛部である。この金剛部三昧耶の印言も前と同様に『無量壽儀軌』によるものである。軌に、「次に金剛部三昧耶の印、二手左を覆い右を仰ぐ。背を相着せしむ。右の五指を以て左の小指を又へ左の五指を以て右の小指を又う。中間の六指は縛して手腕を着ける。三鈷杵の形の如し。即ち成ず。結印を心に当て、想え金剛藏菩薩相好威光、並びに無量執金剛眷属困遶せり、即ち金剛部三昧耶の真言を誦して曰く、おんばぞろどはんばやそわか

三遍或いは七遍誦へ、印を頂の左に安じて加持して散ぜよ。此の印を結び及び真言を誦えるに由つて金剛藏菩薩並びに金剛部聖衆を驚覚し、皆来りて行者を加持す。意業清浄を獲得し、菩提心を證す。三昧現前して速やかに解脱を得」（正藏一九・六八・中）

と説く。『甲鈔』『播鈔』で示す憲深の伝は、両手水・火・風の三指少し開くは三鈷杵の形である。三鈷杵は金剛であるが故に金剛部印と為す。この印により意業を清浄にして解脱を得ることが出来る。金剛杵とは知徳を表す法具であり、三鈷とは佛・蓮・金或いは身・口・意の三密を指す。三鈷杵の形を作し禪・慧、檀・智を交えるのは智慧を堅固にする意である。従つてこの印は衆生の三密と佛の三密が一体となり佛智を證得することを表す。

以上三部の印により自身の三部は悉く佛の三部と相摂入する。三密観、浄三業、佛部三昧耶、蓮華部三昧耶、金剛部三昧耶の結印の功德は自身の三業を清浄にして煩惱を滅除し、三部の諸尊と驚覚して三業を法身、説法、解脱に配してそれぞれを満足する。印を結び、真言を誦へ、佛を観じるといふ実践を展開すればこの護身法そのものにあたる。

金剛部三昧耶

『播鈔』

金剛部三昧耶 印相説文の如し。但し左の小の腹を以て右の大の側を及へよ。前の方之に准す

御口伝に云く、両手水・火・風の三指少し開き、三鈷杵(4)の形の如くせよ。

三鈷杵(4)即ち金剛の故に金剛部印と為す印なり。已上三部の諸尊悉く顕得し已ぬ。故に自証此の時究極するなり云々

『甲鈔』

〔説文の如し。但し左小の腹を以て右の大の側を又め前の方之に准す〕御口決に云く、両手水・火・風の三指少し開き、三鈷杵の形の如くせよ。三鈷杵即ち金剛の故に金剛部印と為す

(正蔵七九・六二・中)

『十八道伝授手鑑』

〔甲鈔〕の御口に云く、〔両手の水火風の三指、少し開きて三鈷杵の形の如くす。三鈷杵はすなわち金剛部の印と為す〕と文り。『播鈔』に云く、

〔已上三部の諸尊は悉く顕得し已ぬ。故に自証はこの時に究極するなり〕。
(正蔵七九・六二・中)

七、被甲護身

最後に結印するのが被甲護身である。前にも述べたが「護身法」の名称はこの被甲護身から由来するものである。この本拠も『無量壽儀軌』によるものである。軌に、

「次被甲護身印、二小指二無名指、右を押し、左の内を相叉へる。二中指直しく豎て頭を相支える。二頭指を屈して鉤形の如くす。中指の背に相着くことなかれ。二大指並べ豎て無名指を捻す。即ち成す。印を結び心に当て真言を誦す。身の五処を印し、各一遍誦す。先額を印し、次に右肩、次に左肩、心及び喉を印す。是れ五処と為す。即ち第慈悲心を起こし遍く一切有情を縁す。願わくは皆大慈悲被り甲冑を莊嚴す。速やかに諸障難を離れ世間出世間の上上殊勝成就を證得す。即ち成す、金剛甲を被り、一切諸魔障難敢す。護身の真言に曰く、

おんばざらぎにはらちはたやそわか

此の印を結び及び真言を誦える。慈心愍念力故なり。一切天魔及び諸障難とは、悉く見、行人の威光赫奕たり。猶日輪の如し。各慈心を起こし障礙能わず。及び悪人を以て能く便を得ること無し。煩惱業障は身に染着せず。亦當さに来る諸悪趣苦等から護り、疾に無上菩提を證す」（正藏一九・中一下）

とある。被甲護身を結誦することの意は、大悲慈心を起こし、化他を救済する三昧に住することである。しかも煩惱業障、諸悪趣苦等から身を護り、速やかに無上菩提を証すると記されている。

この被甲護身に限って『播鈔』より『甲鈔』は詳細している。『播鈔』のある問答を整理してみると、三部を結印すれば究竟を得るのに、何故さらに入我我入や字輪觀を修して本尊をえるのかという問いに対して、一座の

行法の間に成道するのは一度ではない、それ以前に行者は凡夫である。だから修行するのだと答えている。また、蓮華部は人に説法を聞かしめることを意味する故に化他であるが、被甲には無上菩提を証すというこれは自行ではないのかという問いには、説法自在とは印言の功德であって、三密の功力によって無碍弁才を獲得する。これこそ他に対する説法であると答えている。『甲鈔』は、この部分は裏書きとして表記している。この他に、自證菩提の中の妙觀察智は説法を断じる義をあげてまた、被甲によって菩提を證するについては、これも印言の功力であって、三密を修する行者が得る功德であると答えている。

被甲

【播鈔】

被甲 印相説文の如し、印を以て身の五処を明⁽⁴⁷⁾反なり御
口伝に云く、此の印は甲の形なり。故に被甲印と云う。是れ則ち如来大慈大悲の甲冑を被つて煩惱悪賊の中に入れて衆生を利益する意なり。浄三業及び三部は自證、被甲以後化他なり。或いは浄三業は自證、三部已下は化他なり云々。問う、三部の時自證若し究極せば何ぞ入我我入・字輪觀等の時、又本尊身と成すと云うか。答う、御口伝に云く、凡そ一座の行法の間、自證頓極の成道一度に非ず。然りと雖も

【甲鈔】

「説文の如し。五処の印に随つて明各一反合せて五反」御口に云く、此の印甲の形なり。故に被甲と云う。尋ねて云く、浄三業、三部、被甲何の義を示すや。答う、御口に云く、浄三業・三部は自行、被甲は化他なり。或いは浄三業は自行、三部・被甲は化他云々。疑して云く、蓮華部は人をして楽に説法を自在聞くと云う。是れ化他なり。被甲は無上菩提を証すと云う。豈に自行に非ずや。答う、私に會して云く、自證菩提の中の妙觀察智、

【十八道伝授手鑑】

「播鈔」の御口に云く、「この印は甲の形なり。故に被甲印と云う。これすなわち如来の大慈大悲の甲冑を被て、煩惱の悪賊の中に入れて衆生を利益するの意なり云々」。和上の御口に云く、「二中指は左右の肩胛、二大指の無名指を稔するは腰已下の胄なり」。『甲鈔』の御口に云く、「浄三業・三部は自行、被甲は化他なり云々。疑して云く、蓮華部には人をして聞かんことを樂わし

実証以前猶是れ凡夫なり。故に修行の功を積むが為に述する所の法則なり。此の意を以て行法の始終を意得べきなり。故に若し上々決定の信解の機有り。初めの浄三業の時不起于座の三摩地を現前すべき云々。問う、蓮華部には人楽聞説法自在という、是れ化他なり。被甲には證無上菩提と云う、豈に自行にあらざるか。答う、説法は自在等とは印言の功能なり。行者此の三密の功力に依り無碍辨才等の功徳を獲得するなり。然るに必ずしも他に対して説法等と云わざるか。又被菩提等は、此も印言の功力なり。此の三密能く修行の行者所得の功徳なり云々。

説法を断ずる疑功有り。故に爾して云うか。又被甲證菩提とは化功歸己の意か。裏書（已下僧正御房自筆）に云く、蓮華部説法自在等は、印言の功能なり。行者此の三密功力に依り無碍辨才等の功徳を獲得するなり。然も必ず他の説法等に對するにあらずか。又被甲證菩提等は、先ず被甲護身とは果の後方便なり。成佛得果以後本誓悲願に任せて大慈大悲甲冑を被り、生死大海に入り、自在に群類を度せしむるなり。今證菩提とは、此の印言等の功力なり。此の三密修行は所得功徳なり。凡そ一座行法の間妙覺果滿頓證頓極なり。一度に非ず、二度に非ず。然りと雖も実証以前は猶是れ凡地なり。因位なり。今果後の行相を甲證表すと雖も、只因修の功力を挙ぐるなり。云うべきか。一義に云く、煩惱業苦身に染着せず。諸惡趣苦を離れ無上菩提を證すとは、果の後の時。其れ度する所の衆生は是の如くの功徳を獲得せしむる義か。猶猶其の義尋ねる可きか（私に云く、已上裏書是れ抄記の後入れ見參の時、裏書に加え被り了る。此の流の肝心にして最もこれ有る

むるは説法自在なればなりと云う。これ化他なり。被甲には「無上菩提を証す」と云う。豈に自行に非ざらんや。
（正藏七九・六二・中一下）

か) 私更に一解を加えて云く、次の如く
 体相用の次第なり。体是れ総体の故、三
 部統攝のため一印言浄三業是れなり。相
 は差別の故三部印言各別に之を挙げる。
 慈悲の後に智を得る所を起こす故に用に
 属す。或いは應化能所を起こす故に用と
 云うか」

(正藏七九・六一・中―下)

まとめ

十八道作法のうち護身法を中心にきてきたが、『播鈔』に関しては全体を通して作業が完成してないために教舜の事相観ははっきりと見えてきませんが、頼瑜の『甲鈔』に比せば、明らかに教理的、哲学的な内容に構成されている。一方、頼瑜の『甲鈔』は作法中心に編せられているように見られる。ともに憲深口伝を記したにも関わらず、内容こそ変わらないが、表現方法に差異が見られた。また、頼瑜の事相の考え、教舜の事相の考えは今後作業を進めていく過程において見出していきたいと思う。これより以降、加持香水、結界、勧請、供養、念誦、後供養といよいよ入我我入への作法に移るが、私見ではこれらの作法も大事であるが、最初に結誦する護身法こそ全てを成就する上で最も大事な作法であると考ええる。三密を如何に清浄にして無上菩提を證すがこの護身法の主たるところである。即ちこの法を修さなければ、いくら修法を行っても成就は得られないのである。三密観は浄三業に撰属されるものであるが、自身の三業を浄め垢を滅除する意で、浄三業の別観である。浄三業は

その上でさらに化他の三業をも浄め垢除するという観念では総観といえる。三部三昧耶は佛蓮金の次第で、法身大日如来から説法され解脱を得ようとするものである。それは、蓮の花が蕾から次第に開花していく様が菩提心が少しづつ開拓されることに擬している。つまり自行の観である。しかし常に化他を意識したうえで修さなければならぬ。真言行者は自行から利他へという精神であり、自心が向上すればそれは即衆生を向上させることに他ならない。そこで最後に被甲護身を結誦するのは三部諸尊の功力を衆生に与え、それを堅固ならしめるためである。『播鈔』に「凡そ一座の行法の間、自證頓極の成道一度に非ず。然りと雖も実証以前猶是れ凡夫なり。故に修行の功を積むが為に述する所の法則なり。此の意を以て行法の始終を意得べきなり」とあるように、一座の行法を修する間に成道するのは一度とはかぎらない。修法からはなればまた凡夫になる。だから行住坐臥常に佛を觀じ生活をしなければならぬのである。これが事相であると私は考えている。

『播鈔』注

- (1) 高幡本、大正本は「始めた」と、八冊本、十冊本は「始むる」と。
- (2) 高幡本、十冊本は「思惟して、」
- (3) 高幡本は「べし」はなく、「誦す。」
- (4) 十冊本は「知んぬべし」
- (5) 大正本は後にある。
- (6) 高幡本は「内空して」
- (7) 高幡本は「虚にして」、十冊本は「虚空」
- (8) 高幡本は「曰く」以下同じ。
- (9) 高幡本は「体とを」
- (10) 高幡本、十冊本とも「金剛種子」
- (11) 全本梵字。
- (12) 八冊本のみ表記。
- (13) 高幡本、十冊本は「一字なりと」
- (14) 『金剛峯樓閣一切瑜伽瑜祇經』卷上(大正藏十八・二五四・上)
- (15) 『秘藏記』(弘大全第五卷一三四)
- (16) 高幡本は「觀じて」
- (17) 高幡本は「滅除すること」
- (18) 高幡本、十冊本には表記なし。
- (19) 高幡本、十冊本は「説文の」

- (20) 『秘藏記』(弘大全第五卷一三七)
 高幡本、十冊本「浄むれば」
- (21) 『高雄口訣』(大正蔵七八・三四・上)
 高幡本、十冊本は「法なり」
- (22) 『諸佛境界攝眞実経』卷下(大正蔵一八・二八一・上)
 高幡本は「及ばざれども」
- (23) 高幡本、十冊本は「法なり」
- (24) 『観自在菩薩如意輪念誦儀軌』一卷(大正蔵二〇・二〇三下)。この一文高幡本にはなし。
- (25) 高幡本、十冊本は「此の法印加持の眞言を以て」
- (26) 高幡本、十冊本は「時に」
- (27) 高幡本、十冊本には「所具」の表記なし。
- (28) 高幡本、十冊本は「清浄を成ず」
- (29) 十冊本は「清浄を成ず」
- (30) 十冊本は「清浄を成ず」
- (31) 十冊本は「清浄を成ず」
- (32) 十冊本は「清浄を成ず」
- (33) 十冊本、高幡本、大正本は「顕得すべし」
- (34) 十冊本、高幡本、大正本は「思ふ可し」、此の印言を結誦するの時自身の所具の云々
- (35) 十冊本は「約する」
- (36) 高幡本のみ「所」
- (37) 十冊本は「修行の」
- (38) 十冊本は「八葉の印なり、説文の如し、明三反」
- (39) 十冊本、高幡本、大正本は「開敷蓮華なり」
- (40) 『金剛頂瑜伽中阿耨多羅三藐三菩提心論』(正蔵三三・五七四・中)
 高幡本は「開敷しむる形か」、十冊本は「開敷せしむるなり」
- (41) 八冊本のみ注。
- (42) 高幡本、十冊本は「因果の」
- (43) 『秘藏記』(弘大全第五卷一五五)
- (44) 高幡本のみ「杵」なし。
- (45) 高幡本のみ「杵」なし。
- (46) 高幡本のみ「杵」なし。
- (47) 十冊本は「金剛部の」
- (48) 高幡本、十冊本は「印せる」
- (49) 十冊本は「各一反」
- (50) 十冊本は「被甲の」
- (51) 高幡本のみ「即ち」
- (52) 十冊本は「云うや」
- (53) 高幡本は「者」
- (54) 十冊本、高幡本、大正本はこの後「二度に非ず」がある。
- (55) 十冊本、高幡本、大正本は「此等の」とある。
- (56) 十冊本は「有るは」
- (57) 十冊本は「始め」
- (58) 高幡本、十冊本「時も」
- (59) 十冊本は「あらざるや」
- (60) 高幡本のみ「此れ」なし。
- (61) 高幡本は「するか」
- (62) 十冊本、高幡本、大正本は「然れば」とある。
- (63) 十冊本、高幡本、大正本は「対他に」
- (64) 高幡本は「被甲の」
- (65) 高幡本には表記なし。

(65) 十冊本、高幡本、大正本は「能修行」

《参考文献》

※ 『智山全書』 9 十八道折紙同念誦次第伝授手鑑

※ 高井観海氏「密教事相体系」

※ 高井観海氏「護身法の研究」智山学報新 4

※ 布施浄慧氏四度次第解説「十八道念誦次第」智山伝法院解

説講座

※ 『報恩院流十八道の手引き』—動潮撰「十八道伝授手鑑」

訳注—智山伝法院撰書 9

※ 『智山事相事典』

〈キーワード〉護身法、『播鈔』、教舜